

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和7年3月26日（水） 午前9時58分開議

議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第 37号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 38号 ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 39号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 40号 ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 41号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 46号 市道路線の認定、廃止及び変更について

2 請願・陳情

- 請願第 21号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択について

○出席委員 7名

経済建設委員会	加藤 恭子	副委員長
	鵜澤 恵一	委員
	安 のり子	委員
	安 次男	委員
	大谷 隆	委員
	清水 立雄	委員
	三瓶 武	委員

○欠席委員 1名 弓削 仁一 委員長

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

経済環境部	松本竜宝	経済環境部長
	丸岡貴典	商工振興課長
	小石川直人	商工振興課係長
	出澤慶蔵	環境政策課長
	高橋暢広	環境政策課係長
	川上善士	環境政策課主幹
建設部	佐藤健一	建設部長
	祖田章	建設部技正兼道路管理課長
	岩間拓実	道路管理課副技正
	二川浩之	道路管理課管理係長
都市整備部	坂場信二	都市整備部長
	岩田隆之	建築指導課長
	横須賀智志	建築指導課審査係長
	染谷聡	建築指導課指導係長

○事務局職員出席者

議会事務局	海埜敏之	主幹
	折本光	主任

経 済 建 設 委 員 会

令和7年3月26日（水）

午前9時58分 開会

○加藤副委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日は委員長が欠席のため、私が代わりに議事進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

本日の付託案件は、議案6件、請願1件、以上7件です。

委員会の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に請願を審査したいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、議案第37号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議・臨時会、令和7年定例会臨時会、第1回3月定例会、議案第37号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明を願います。坂場都市整備部長。

○坂場都市整備部長 改めまして、おはようございます。

○加藤副委員長 説明は着座で結構です。

○坂場都市整備部長 ありがとうございます。

議案第37号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきまして、新旧対象表の右側中段、別表第2に第92項として、新たに手数料の規定を追加しようとするものであります。

手数料の名称は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査申請手数料であります。

本議案について改正の趣旨を概略申し上げますと、静岡県熱海市において約3年半前に大規模な土石流が発生し甚大な被害が発生したことを受け、国においては危険な盛土等を全国一律の基準により規制するため、いわゆる盛土規制法と言われる宅地造成及び特定盛土等規制法が改正されたものであります。この改正に伴い、茨城県が県内全域を規制区域に指定することに伴い、本市においても中間検査の申請に対する審査事務が生じることから、この申請に係る手数料の規定を条例別表中に追加するものであり、手数料の額は県と同額であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤副委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第38号 ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第38号をお開きください。

提出者の説明を願います。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 おはようございます。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第38号 ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例につきましては、工場立地法第4条2項の規定に基づき、製造業等に係る工場または事業場の敷地面積または建築面積に対して整備すべき緑地及び環境設備、池や運動施設など緑地を含んで環境設備と申し上げますけれども、こういったものの割合について、法第4条第1項の規定により公表された準則に変えて適用すべき準則を定めております。市町村の裁量で割合を設定することができるというものでございます。

今般、工場立地を行いやすい環境を整備することにより、本市の産業の競争力を高めるため、緑地等の割合の基準を緩和する改正を行おうとするものでございます。

資料の3ページにございます新旧対照表の中で、おおむね基準の割合につきまして100分の5程度緩和をするというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤副委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 緑地面積の基準の緩和ということですが、まずこのタイミングで緩和をするということになった理由をお聞かせください。

○加藤副委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 この法の準則の改正につきましては、平成23年の法改正により各自治体で裁量が認められてきたというようなところで、平成24年から各市町村が独自の準則の割合を決めてきているというような状況でございます。

ひたちなか市においては、ほかの市町村と比べると割合厳しめな設定になっていまして、ほか県内に緩和しているところが今30市町村ぐらいあるんですけども、大体5%から10%ぐらいの制限ということになっていまして、どうしてもうちのほうが5%程度は規制がきついような感じでやってきました。

当然、環境に対する意識というものの高まりというものも、一般の企業の中でも大分浸透してきているということもあって、緑地を減らすことで環境に対して意識を向けなくていいということでは当然ないので、当然そういった環境に対する、特に二酸化炭素の排出の抑制については、吸収だけでは当然できないところもあるので、そこはやはり設備投資をしていただいて、

省エネもしくは再生可能なエネルギーのほうに転換していくことによって排出を削減してもらいたいという気持ちもあります。そういった中でやはり有効に土地を活用していただくことによって、新たな設備投資を生んで効率的な生産になって、なおかつそれが環境に対してもよい、CO₂の排出削減につながるというような取組を進めていきたいというところもあります。

なおかつ県の工業団地が新たに拡張部分がつい先日公募もされましたけれども、そういったこともありまして、ほかの市町村との立地に向けた、誘致に向けた競争の中でも、ある程度緑地を緩和することによって有効に土地が活用できる部分もありますので、そういった側面もあって今回の改正というふうに議案を提出させていただいたというようなところでございます。

○加藤副委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 はい、了解しました。県の工業団地の造成というものも今始まっていて、この3月から県のほうも企業の公募をかけたということなので、タイミングとしてはいいのかなと思いますけれども、先ほどちらっと出ましたほかの市町村、30市町村はもう既に独自に緩和をしているということですが、比べて、じゃあ今回の条例で下げるとほかの市町村と比べて同等なのかどうかはどうですか。

○加藤副委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 ほかの市町村と比べて、特に今緑地の面積率、今回で5%になる部分もありますので、ほかの市町村で5%まで下げているところも当然あるんですが、例えば土浦市ですと10%から15%というような緑地の制限になっていまして、阿見町辺りでも10%から15%とかということになっています。神栖ですと、これも10%から15%ぐらいになっていまして、ほかにも5%から10%のところは、近隣でいうと笠間ですとかそういったところも5%から10%になっている。筑西辺りでも5%から10%。大体これによっておおむねほかの市町村と肩を並べるような程度の緩和にはなっていると思います。似たような、例えばそういう人口規模であったり、製造業が盛んのような、例えば土浦市とかに比べると、うちのほうが少し緩和率は大きいかなというような、そういうような状況でございます。

○加藤副委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 了解です。これでやっとはほかの市町村と同じぐらいということであれば、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、ちょっとこの議決後ということになるかと思っておりますけれども、そうすると市内の企業の方たちにそういう周知というのはどのようにされていく考えなのか、ちょっとお伺いします。

○加藤副委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 工場立地法に関する届出を変更とかでいろいろいただいているところもありますので、ある程度のメールのリストというものは当然ございますので、対象になる今回のエリアに立地している企業の方々には当然直接メール等でご案内を差し上げるというのと、あとはホームページでも当然周知はしていこうかというふうに考えてございます。

○加藤副委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 はい。了解です。先ほどお伺いしたこのタイミングということであれば、県の工業団地の造成のところ、やっぱり企業のほうも、インフラ的なところの整備もそうですけれども、やっぱり条件がいいところを選ぶわけですね。ですので、今回の見直しはよく見直していただいたなと思いますけれども、やっぱりそういうほかの市町村あるいはほかの工業団地と比べて、やっぱり競争力が低かったのならば高めていくということは必要だと思いますので、そういう目線というか視点で取り組んでいってほしいと思いますし、もう一つは、最初の答弁でいただいたように、緑地を見直すことによって、もしかしたら今の既存の企業も少し緑地を削ったことで新たな建物を造るとか、少しくる量を増やすとか、新たな分野に手を出すとかということも可能性も考えられますので、そんな大きい可能性ではないかもしれませんが、それによって、企業がやっぱり成長していけば、やっぱり本市にとっても有益なことになるとと思いますので、先ほど今後の周知ということもお聞きしましたが、ぜひ積極的に、というのも——まあ、そんなにマンパワーをかける必要はないですけれども、ある程度ちょっと緑地が多いようなところの企業であれば、少し出向いてでもちょっとこういうことになったというのを知っていただいて、それが今後の市の成長にもつながるといえることになればいいと思いますので、ぜひそういう企業の成長とひたちなか市の有益性というものを見て、周知のほうもしていただければというふうに思います。

以上です。

○加藤副委員長 ほかに質疑ありませんか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 ただいま丸岡課長、適切なすばらしい答弁だったと思うんですね。ひたちなか市にとって工業団地を今造成していて、企業誘致の絶好のチャンスなんですね。これ、よその町から見たら、とても羨ましがられている状況です。そして経済効果を高めていくという一方で、もう一方ではこの前の議会でも私質問させていただきましたけど、カーボンニュートラルを実現しなければならない。だから、ここでは——ここではというか、あるところでは緑地面積緩和するのも仕方ないと思いますけど、違うところで緑地の拡大できるところでもいっぱいしていかないと、これはカーボンニュートラルなんてのは本当に絵に描いた餅になってしまうので、ぜひ、今日の経済環境部は環境もやっているわけですから、ぜひともそう心して進めてほしいなというふうに思います。

○加藤副委員長 要望でよろしいですか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 じゃあ部長、何か。

○加藤副委員長 松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

緑地を一定面積削るといえることはその代償として環境に対する負荷が変化するという要因も確かにございます。

しかしながら、今回で言いますと、その環境への負荷の影響が、この準則が施行された昭和49年当時のいわゆる企業側のほうで、いろいろな廃棄物の処理や、それから環境に対する意識が我々も含めてまだ発展途上の時代とは変わってきて、企業側も現在の中で環境への負荷を

軽減する取組をしながら生産活動をしている。我々も大事にしていくというような状況の中での改正でございます。

今回の改正に伴いまして、減った分の緑地、それに見合う分になるかどうかは別ですけども、その代償となるような吸収の仕方、それから市としては緑地を保全していかなきゃならないという使命もございますので、この両面につきまして経済環境部から働きかけはしていきたいと考えております。

○加藤副委員長 ほかに質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 再度ですみません。

先ほども申し上げましたけれども、工業団地の企業誘致という意味ではやっぱり条件がよければ選んでもらえるわけで、今回、市役所の中で言えば、工業団地のところ、企業誘致のところは企画部がメインで担当していると思うんですけども、今回、経済部のほうでそういうところも見直していただいたということはいいいし、もしかしたらほかの部門でもそういった気づきがあるかもしれないとちょっと思って、庁内でそういう取組が、今回の議案の中ではこれだけだと思うんですけども、そういう取組がされているのか、ちょっと部長にお伺いしたいと思います。

○加藤副委員長 松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

市の中が必ずしも風通しがよくて柔軟に一つの政策に対して庁内全部を通して考えていくという土壌がまだまだのところはございますが、こういう問題をきっかけに、今回のものでいえば、企画調整課からも県のほうの意向も踏まえまして改正をするという形で庁内で横断的にやっておりますし、その他のいろいろな政策に関してワーキングチームをつくりましたり、もしくは特別な担当者同士の横のつながりから連携して一体的に成果を出すというようなところに結びつく取組も始まっておりますので、引き続きその部分はどんどん広げていきたいと考えております。

○加藤副委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 今回のやつは一つのよい事例だと思っておりますので、実際にもうやられているのであれば結構ですが、もしこの事例が横展開できるのであれば、そういう事例をもって庁内として取り組んでいっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○加藤副委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第39号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第39号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 委員長，すみません。39号，第40号につきましては，関連する議案でございまして，一括して説明をさせていただければ，そのほうがよろしいかと思ひまして，今……。

○加藤副委員長 よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 では，そのようをお願いいたします。

○松本経済環境部長 それでは，着座にて失礼いたします。

議案第39号 ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第40号，ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について，一括してご説明いたします。

以上2件につきましては，災害の防止と生活環境の保全のため，土採取事業及び土砂等による土地の埋立て，土の持ち出し，それから土の持込み，埋立てに關しての必要な規制を定めているものでございます。

議案37号で都市整備部長から話がありました令和3年7月の静岡県熱海市における大規模な土石流の発生を受けまして，今般，宅地造成並びに特定盛土規制法が改正されました。この盛土規制法によって，災害防止の観点から盛土の高さやのり面の勾配の安全面について規制を行うこととなっております。これに伴いまして盛土規制法の運用が開始されることにより，今回提案させていただきました39号，40号において，土の出し入れに關しまして盛土規制法の規制内容が重複する部分，災害の防止の観点の規則に係る部分に關しまして規定を削除する改正を行おうとするものでございます。

また，茨城県の土砂等による土地の埋立て等の規則に關する条例の改正によりまして，お手元の資料の39号ですと，8ページに新旧対照表がございまして，最下段のところにはございまして，土地の埋立て等に関する許可面積が5,000平米から3,000平米に引き下げられたことに伴いまして，市において許可する土地の埋立て等の面積も3,000平方メートル以下に引き下げられる改正を行うというものでございます。

説明は以上でございまして，ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○加藤副委員長 それでは，39号と40号を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

ここれより39号、40号を一括して討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。

まず議案第39号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

続いて、議案第40号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第41号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第41号をお開きください。

提出者の説明を願います。坂場都市整備部長。

○坂場都市整備部長 議案第41号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書の6ページ、新旧対照表をお開きいただきまして。6ページでございます。

こちらに記載はございませんが、本条例は建築基準法の規定に加え、建築物の敷地、構造または建築設備に関する安全、防火、衛生上必要な制限について地域の実情に応じて必要な事項を定めたものでございます。

今般引用する建築基準法において大きく2つの改正が行われたことに伴い、市の条例においても同様の改正を行う内容でございます。

まず1つ目は、新旧対照表の右側中段、第53条の4、別の建築物とみなすことができる部分の改正であります。建築物における部分的な木材利用を促進するための改正でありまして、これまでは建築物全体に同一の防火規制が適用されておりましたが、今後は高い耐火性能の壁などで区画された場合に別棟として取り扱うことができるよう、建築基準法の改正に併せて改正するものであります。

2つ目は、次の7ページの新旧対照表の右側中段、第59条の2、既存の建築物に対する制限の緩和の改正であります。

既存建築物の有効活用を円滑に進めるための改正であり、これまでは既存建築物を増改築する際、増改築する部分のみならず、既存部分にも現行の基準に遡及して適用させる必要がありましたが、今後は高い耐火性能の壁などで区画された場合には既存部分への遡及を緩和するな

ど、建築基準法の改正に併せて改正するものであります。

このほか、引用条項の繰上げ、繰下げや文言の整理など、併せて所要の改正を行うとしますのであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤副委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第46号 市道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第46号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 それでは着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第46号 市道路線の認定及び廃止、変更につきましてご説明をいたします。

本議案は、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、議案書の2ページの表のとおり、路線の認定5路線及び3ページの廃止1路線、4ページの変更4路線を行うものでございます。各路線の詳細につきましては、別添の参考資料、路線位置図によりご説明をしたいと思いますので、ご参照をお願いいたします。

それでは、参考資料1ページでございます。

新規認定ナンバー1、中央地区847号線笹野町1丁目地内でございます。この路線につきましては、過去の区画整理事業により築造された道路で未認定でございましたが、認定基準を満たしていることから新たに認定をするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

新規認定ナンバー2、田彦地区363号線でございます。この路線につきましては、図の青色の開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことから新たに認定をするものでございます。

次に、1つページを飛ばしていただきまして、4ページをご覧ください。

こちらは新規認定ナンバー3、津田・枝川地区443号線及び新規認定ナンバー4、津田・枝川地区444号線でございます。この道路につきましても、青色区域の開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことによるものでございます。なお、このうち444号線は歩行者専用道路となっております。

続きまして、1ページ飛ばしていただきまして、6ページをご覧ください。

新規認定ナンバー5，勝倉・三反田地区534号線でございます。この路線は、国による那珂川緊急治水対策プロジェクトにおける築堤工事に伴い築造されて付け替えられた道路でございます。この同プロジェクトの事業期間は令和8年度末まででございますが、工事が完了し、市へ引継ぎがされた箇所から順次供用開始をしていく予定でございます。

次に、7ページをご覧ください。

この路線は廃止路線ナンバー1，中央地区414号線でございます。本路線は東部第1土地区画整理事業の進捗に伴い、道路の形状がなくなったため廃止をするものでございます。

続く、8ページでございます。

8ページは変更路線ナンバー1，1級3号線でございます。

9ページのほうの図をご覧ください。左の図をご覧くださいと思います。

これまで本路線の起点は勝田駅西口駅前広場の外側からを起点としてございましたが、令和5年度に勝田駅東西自由通路を中央地区の843号線として認定したことに伴い、本路線と勝田駅東西自由通路を接続させるために、この路線の起点を右の図のように駅前広場を含む地点に変更をするものでございます。

続きまして、10ページでございます。

こちらは変更路線ナンバー2，1級4号線でございます。

こちらの路線につきましても、11ページをご覧くださいと思います。

こちらは佐和駅東西自由通路の認定に伴いまして、同様に起点を佐和駅東口駅前広場を含む地点に変更をするものでございます。

続く12ページでございます。

12ページにつきましては、変更路線ナンバー3，1級5号線でございます。

こちらの線につきましても、13ページをご覧くださいと思いますが、13ページの図のように、佐和駅西口駅前広場を含む地点に終点の部分を変更するものでございます。

14ページをご覧ください。

変更路線ナンバー4，湊北部地区416号線につきましては、新光町地内の青色箇所におけます工場の開発行為によりその東側に築造された道路が市に帰属されたことから、終点の位置を右の図のように変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤副委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

今回新たに付託されました請願第21号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面まで戻っていただき、全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和6年度、令和7年3月26日、配付資料、請願第21号の順にお開きください。

事務局で朗読を願います。海埜主幹。

(事務局朗読)

○加藤副委員長 何かご意見等がありましたら、発言を願います。——ご意見ございませんか。大谷委員。

○大谷委員 この請願のほうでは、「最低賃金の全国一律制度を確立し」というふうになっておりますけれども、これは最低賃金は地域の事情というものが多分あると思いますので、その支払い能力が地域的にそれが満たされるのかどうか、こういったものがあると思います。

そういったことで地域別の最賃というのが地域の物価等の事情等によって決定されているというようなところがあると思います。そういったことで、この全国一律の制度を、最低賃金の全国一律の制度を確立するということは、これを求めていくということはなかなかこれはできないのではないかなというふうに思っております。

それから、この最低賃金に関しましては、ほかに産別の特定最賃というのがあります。これも地域の基幹産業の育成、それから従業員の確保のために設けられているということでありまして、特定の産業、また業種の中で労働組合もなくして団体交渉権の不保持救済の意味合いというのがあるということであつてつくられているものでありますので、こういったものを加味すると、ここで求められております地域一律の、全国一律の制度を確立するということは困難ではないかと思っております。

○加藤副委員長 ほかにご意見ありますか。三瓶委員。

○三瓶委員 今回の請願、最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策の拡充を求めるという請願ですが、茨城県の最低賃金は、この請願の最後のところにもありますように、茨城地方最低賃金審査会という機関で公労使の三者が審議をして決めております。

状況として言えば、やはり最低賃金を適正な形で引き上げるためには、使用者側の支払い能力も伴う必要があつて、単純に引き上げればよいというものではないということ。また一方では、国会のほうでもやつと議論されていますけれども、年収の壁については、これを意識して労働時間を調整しているという実態もあります。

そういうことから、法整備とか雇用条件改善など、総合的な視点で是正に向けた取組が必要だというふうに思います。

また、男女間賃金格差の是正についても、これは男女ともに働きやすい環境を整備することも含めて、年間総労働時間の縮減と働き方改革の両面で取り組む必要があるなど、いろいろな要素があって、この最低賃金が今決められています。それが冒頭申し上げたように、茨城県では、茨城地方最低賃金審査会で公労使の三者が、適切なデータに基づいて議論を尽くして最低賃金が決定されているということからすれば、この機関の議論を尊重すべきであって、ひたちなか市議会から政府に意見を提出するべきではないというふうに考えて、よって、この請願は不採択とすべきだと思います。

以上です。

○加藤副委員長 ほかにご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○加藤副委員長 これより委員会を再開します。

これより討論を行います。討論ありませんか。大谷委員。

○大谷委員 問題は、支払い能力を全国一律に求められるだけの、企業側にその体力があるのかということだと思います。支払い能力がある企業はそれなりに対応していただいて構わないと思いますけれども、最低ラインのハードルそのものを上げることについては、都市部と地方では物価等の実情も異なるということもありますということから、地域別の最賃が設けられているというところで、審議会によってこれは決められているということがあります。

したがって、全体を考えれば、安易に数値とか目標値を示せるものではないということでありますので、本件については不採択が妥当だというふうに思います。

以上です。

○加藤副委員長 ほかに。三瓶委員。

○三瓶委員 この請願の不採択という立場で討論します。

茨城県の最低賃金は、先ほどの意見、要望の中でも申し上げましたけれども、茨城地方最低賃金審査会という機関で公労使の三者が適切なデータに基づき議論を尽くして審議をされ決定されています。そして、そうあるべきだと考えます。

詳細な理由については先ほど述べましたので割愛しますが、この請願についてはひたちなか市議会から政府に意見書を提出するべきではなく、不採択にすべきです。

以上です。

○加藤副委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○加藤副委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとすることに決定しました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席をしていただいて結構です。

(執行部退席)

○加藤副委員長 傍聴者の皆様も退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

○加藤副委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんから何かご意見などありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 それでは、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件、日程は正副委員長にお任せいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 開催する場合は予定通知にて連絡をいたします。

以上で閉会中の所管事務調査についてを終了します。

次に、委員会の行政調査について協議したいと思います。

令和7年度の委員会の行政視察の実施については、いかがいたしますか。実施するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 異議なしと認め、委員会の行政調査を実施することに決定いたしました。

それでは、行政調査における日程、案件等について協議したいと思います。

まず日程につきましては、第1案といたしまして5月19日(月曜日)から23日(金曜日)のうちの3日間、第2案といたしましては、5月12日(月曜日)から16日(金曜日)までの3日間、都合が悪いという方はいらっしゃいますか。大丈夫そうですか。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 それでは、日程はこの中で空けておいて——できれば4日間空けておいていただけるとありがたいと思います。

それでは次に、案件についてご意見がありましたら、お願いいたします。——特になければ、正副一任ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤副委員長 それでは、正副委員長一任ということですので、案件を精査の上、先方と調整し、決定次第、予定通知にてご連絡をいたします。よろしくをお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、閉会中の継続調査申出書(案)をお開きください。

事務局から説明を願います。海埜主幹。

○海埜主幹 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会の活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。

内容につきましては、ただいまタブレットでご覧いただいております閉会中の継続調査申出書（案）に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてを件名に挙げまして、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○加藤副委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出について何かご意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤副委員長 それでは、この案のとおり、提出したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤副委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤副委員長 以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会